

2019年11月29日

お知らせ

ジェットスター・ジャパン株式会社

業務改善勧告について

ジェットスター・ジャパン株式会社(本社:千葉県成田市)は本日、2019年9月27日のGK200便(関西国際空港発、成田国際空港着)、GK153便(関西国際空港発、新千歳空港着)にそれぞれ乗務予定の機長2名から、乗務前のアルコール検査で当社の基定値を超えるアルコール濃度が検知された事案に関して、国土交通省より「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。

お客さまの生命をお預かりする航空運送事業者として、今回の勧告を大変重く受け止めております。再発防止のため、全社をあげた社員教育の強化、および安全管理体制の再構築に取り組み、お客様へより安全で質の高い運航をご提供できるよう努めてまいります。

今回の勧告に基づく措置について、2019年12月20日までに国土交通省へ報告を行う予定です。